

秋の全国火災予防運動が始まります

【運動期間】 11月9日(金)～15日(ホ)

【防火標語(平成24年度全国統一防火標語)】

『消すまでは 出ない行かない 離れない』

これから火災が発生しやすい時季を迎えます。火の始末や暖房器具の取扱いに十分注意し、火災の予防に努めましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

■ 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



■ 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



鳥取県最低賃金が改正されます

10月20日から鳥取県最低賃金が1時間653円に改正されます。鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用、臨時、アルバイト、パートタイムなどの雇用形態にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 臨時に支払われる賃金

- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

【問い合わせ先】

鳥取労働局労働基準部賃金室
☎(0857)29・1705

筆界特定制度をご利用下さい

この制度は、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地

における土地の筆界の位置を特定する制度です。

この制度を活用することによって、公的な判断として筆界を明らかにできるため、隣人同士で裁判をしなくても、筆界をめぐる問題の解決を図ることが出来ます。

【問い合わせ先】

鳥取地方務局登記部門2階 筆界特定室
☎(0857)22・2258



ハローワーク米子がイオン米子駅前店に移転します

ハローワーク米子(米子公共職業安定所)は、イオン米子駅前店ビル4階に移転します。ハローワーク米子駅前相談室も、同時移転します。

《ハローワーク米子》

- 移転日/11月26日(月)
- 移転先/イオン米子駅前店ビル4階(米子市末広町31-1) ☎33・3911
- 業務時間/午前8時30分～午後5時15分

※年末年始及び祝祭日を除く

《ハローワーク米子駅前相談室》

- 業務時間/午前10時～午後6時
- ※年末年始及び祝祭日を除く
- ※移転後は「ハローワーク米子駅前相談室」の名称は無くなり「若者支援コーナー」「マザーズコーナー」として業務を行い、「よなご若者仕事ぶらざ」と併設で業務を行います。

障がい者法定雇用率が引き上げになります

全ての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。(障がい者雇用率制度)

この法定雇用率が、平成25年4月1日から下記のように変わります。事業主の皆さまは、ご注意いただきますようお願いいたします。

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|--------|-------------|
| | 現行 | 平成25年4月1日以降 |
| 民間企業 | 1. 8%⇒ | 2. 0% |
| 国・地方公共団体等 | 2. 1%⇒ | 2. 3% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2. 0%⇒ | 2. 2% |